

ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで(一部20歳まで)の間にある児童を監護している母、監護し生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している方です。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した児童 | ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 |
| ②父または母が死亡した児童 | ⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| ③父または母が政令で定める程度の障がいのある児童 | ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童 |
| ④父または母の生死が明らかでない児童 | |

なお、母または父、養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。制度の内容、申請手続き等は、下記までお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成制度

対象となる方は、18歳の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭(母子・父子家庭)の親と18歳の年度末までにある児童。または、父母がなく養育者に監護される18歳の年度末までにある児童です。ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦の方(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用(食事療養費等対象にならない費用があります。)の一部(助成対象費用の2分の1)を助成します。

ただし、その方の同一世帯員または、その方を税法上扶養している方のいずれかが、所得税の納税義務を有するときは、助成することができません。

8月は「児童扶養手当」の現況届、「母子・父子家庭医療費受給資格」「寡婦医療費受給資格」の更新の月です。

市から送付された書類をご確認のうえ、必要書類を整え期限内に必ず提出をお願いします。

※8月1日から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。受給するためには申請が必要です。

母子家庭等 就業巡回相談会

日時

8月20日(金)
午前10時～午後4時

場所

みんなかん

敬老祝金(米寿・新百歳)が次のようにかかります

米寿(88歳)のお祝い 3万円

- 年度中に88歳を迎える方(同級生)が対象となり9月に贈呈します。
- 対象者には事前にご案内を送付します。

【今年度対象者】

大正10年9月3日から大正12年4月1日までに生まれた方

【来年度対象者】

大正12年4月2日から大正13年4月1日までに生まれた方(同級生)

新百歳のお祝い 5万円

- 対象者の誕生日に市長が訪問し、贈呈します。
- これまでの白寿(99歳)の祝金は廃止となり、白寿で祝金の贈呈のあった方については、新百歳では対象外となります。

問い合わせ

福祉事務所	福祉対策課	家庭福祉班	☎0978-72-5164
国見総合支所	地域市民健康課	市民健康班	☎0978-82-1112
武蔵総合支所	地域市民健康課	市民健康班	☎0978-68-1112
安岐総合支所	地域市民健康課	市民健康班	☎0978-67-1114